公益社団法人四街道市シルバー人材センター

作業別安全•適正就業基準

安 全 心 得

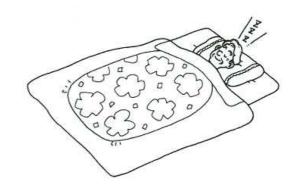
1

2

健康には常に注意し、健康な状態で 就業すること。

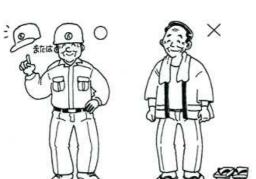


仕事の前日は、十分睡眠をとるよう に心掛けること。



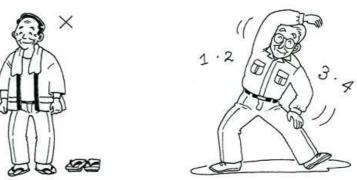
3

服装・履物は作業に合った動きやす いものにすること。



4

作業前には軽い柔軟体操をして体を ほぐすこと。



(5)

器具類は使用する前に必ず点検する こと。



6

加齢による、諸機能の低下を十分認 識し、無理をしないこと。



7

作業は安全第一を心掛け、急いだり、 あわてたりしないこと。



8

作業現場は常に整理整頓を心掛ける こと。



9

共同作業では、合図・連絡を正確に 行うこと。



10

帰宅するまでは仕事のうち、交通事故 に気をつけること。



1 F	未加女		直上就業基準(種木男定作業-1)	
			就業にあたって遵守する事項	安全保護具
			1. 常に健康の維持管理に努めること。	
心	構	え	2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。	
			3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。	
			4. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を	
			しないようにすること。	
			5. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に	
			行なわないこと。	
			6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故	
			には十分な注意をはらうこと。	
			1 四州 屋崎は 佐楽に入 よえのと苦田よりに	
	مالم	laka	1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。	
服	装	等	1)作業服は、長袖、長ズボンを着用し、害虫が入らないよう	
			袖口のしまったものを着用すること。	
			2)作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。	
			(地下足袋、運動靴等)	
			4. 安全帽は、必ず着用すること。	安 全 帽
			5. 作業用手袋等を使用し、ケガのないよう心掛けること。	(ヘルメット)
			1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。	
作	業 全	般	1)危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を	
			見合わせ、センターへ連絡をすること。	
			2)歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて	
			標識等を設置し、安全を確保すること。	標識等
			2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	1717 HHY 11
			3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、	パイロン等
				八八口〇可
			標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易い	
			ように工夫すること。	
			また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。	
			4. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の	
			管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げに	
			ならないよう心掛けること。	
			また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は	
			横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。	
			5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。	
			6. 道具類の使用は、定められた使用法によること。	
			また、必要に応じて道具袋を使用すること。	道 具 袋 等
			7. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
			ないように管理すること。	
			8. 重量物の運搬・移動は、慎重に行い無理をしないこと。	
			9. 雨天時の作業は避けること。特に、落雷の危険性があるときは、	
			速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。	
			10. 作業は原則として、三脚等の設置面から高さが概ね3m以内の	
			樹木に限る。	

作業別安全•適正就業基準(植木剪定作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	1. 三脚は使用前に十分点検し、特に梯子の桟の腐食、固定状態、	
三脚使用作業	開き止めの装置等を点検すること。	
	2. 三脚は、丈夫な構造のものを使用すること。	
	3. 三脚の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるようにし、	
	3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てる	
	こと。	
	4. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを	
	確実に掛け、ロープ等で固定すること。	固定用ロープ等
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	
	5. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に、体の重心が	敷 板 等
	出ない範囲で行うこととし、無理のない姿勢で作業をすること。	
	また、三脚の最上段を使用しての作業はしないこと。	
	6. 三脚を昇降する際は、動揺等に十分に注意すること。	
	また、飛び降りないこと。	
	7. 作業中の三脚周辺には、道具類を放置しないこと。	
	8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	
	10. その他「高所作業」に準ずるものとする。	
	+ Man Jaco Dilla Libra as Man 24.	
1× → H• □ 1/• 1//6	1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。	
梯子使用作業	2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。	
	滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者	
	等に脚部を押さえてもらうこと。	
	3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則	
	とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。	
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定用ロープ等
	すること。	
	4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。	
	また、飛び降りないこと。	
	5. 樹木に梯子を立て掛ける場合は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の	
	沈下等を確認し据え付け、ロープ等で固定すること。	
	6. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。	
	7. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	8. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 9. その他「高所作業」に準ずるものとする。	
	9. その他「尚別作来」に乗りるものとりる。	
	1. 原則として、樹上での作業は行わないものとする。	
樹上での作業	2. 樹上で作業する場合は、安全帯及び安全帽を着用し、安全帽	安 全 帯
	のあごひもは、必ず結ぶこと。	
	3. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、	安 全 帽
	極力避け、作業する場合は慎重に行うこと。	(ヘルメット)
	4. 枝につかまったり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、	
	枯れ枝等に注意すること。	
	5. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	6. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	
	7. その他「高所作業」に準ずるものとする。	
		-

作業別安全•適正就業基準(植木剪定作業-3)

	加上			u. →
作業名	就業にあたって遵守する事項		安全保護	隻具
	1. 作業前には、枝葉の間等に蜂の巣や害虫等、体に害を及ぼす			
刈込み作業	ものの有無を確認し、安全を確保すること。			
	2. 共同で刈込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。			
	また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を			
	行わないこと。			
	3. 電動バリカン等の機械を使用するときは、「機械を使用する			
	作業」に準ずるものとする。			
	4. 休止中の刈込み鋏等は、立て掛けたり、刃先を上向きにしない			
	ようにすること。			
	5. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、必要な	安	全	帯
	場合には、安全帯等を着用すること。			1113
	物口には、女主市寺で有用すること。			
	1. 作業床が固定されているか確認すること。			
高所作業	2. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。			
10-9 721 11 210	3. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。	安	全	帽
	4. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。		・ルメ	
	5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上等、間に合わせの足場を		. / • / ·	7 1)
	使用せずに、三脚・脚立・踏台等を用いること。			
	6. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを			
	確実に掛けること。	D./		
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	敷	板	等
	また、最上段に乗っての作業はしないこと。			
	7. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を			
	1.8m以下にすること。			
	また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。			
	8. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	固分	宮用ロー	- プ等
	9. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。			
	10. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、	安	全	帯
	必要な場合には、安全帯等を着用すること。			
	11. 道具類を落とさないよう注意すること。			
	また、必要に応じて道具袋等を使用すること。	道	具 氯	茂 等
	12. 昇降する際は、十分に注意すること。	<u> </u>	/\ ^	1,
	また、飛び降りないこと。			
	13. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、			
	安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。			
	また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、			
	転落事故の防止に努めること。			

作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業-4)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安	全保護具	Ĺ
	1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上			
斜面での作業	ある斜面の作業は、行わないものとする。			
	2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、	安	全	帽
	必ず結ぶこと。	(~ ,	ルメッ	卜)
	3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。			
	4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、			
	滑り止めのあるものを使用すること。			
	5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。			
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定	用ロー:	プ等
	すること。	, – .		·
	固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえて			
	もらうこと。			
	6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、			
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	敷	板	等
	7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。	双	122	4
	8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。			
	9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。		^	-111-
	10. 梯子を使用できない場合は、安全帯等を使用し、転落事故の	安	全	帯
	防止に努めること。			
	11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列			
	して作業を行わないこと。			
	1. 機械は、使用前に必ず点検・整備をすること。			
*** ** *		<i></i>	^	₩
機械を使用	2. 安全帽を着用し、安全帽のあごひもは必ず結ぶこと。	安	全 , , ,	帽
する作業	3. 保護眼鏡を着用すること。	(~)	ルメッ	卜)
	4. 作業中は、作業現場内に他の人を近づけないこと。			6.1.
	5. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとること。	保	護 眼	鏡
	6. ガソリンを使用する時は、火気には十分注意すること。			
	7. チェーンソー等を高所で使用する場合は、スロットルレバー			
	を固定しないこと。			
	8. 機械は、必ず運転を止めてから、掃除、注油、修理、			
	点検を行うこと。			
	また、休憩時や使用停止時には、必ずエンジンを切ること。			
	9. 電動機械の使用			
	1)濡れた手で取り扱わないこと。			
	2)コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。			
	3)スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、			
	慎重に行うこと。			
	4)故障している機械を無理に使用しないこと。			
	5)作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを			
	切り、電源を抜いておくこと。			
	10. 使用後は、必ず整備をすること。			
	Device of the state of the stat			

作業別安全•適正就業基準(植木剪定作業-5)

作業名	正	安全保護具
17米4	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。	
炎天下での	2. 日射病・熱射病には十分注意すること。	日よけ帽等
作業	3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を	I
	中止すること。	
	4. 連続して長時間の作業は行わないこと。	
	5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で	
	とるようにし、十分に水分を補給すること。	
	6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに	
	作業を中止すること。	
	1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で	
移動・運搬	慎重に行うこと。	
作業	2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を	
	確保すること。	
	3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は	
	行わないこと。	<i>*</i> ^ !!!
	また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。	安全帽
	4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように	(ヘルメット)
	行い、三脚・梯子等はロープ等でしっかり固定すること。	
	また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、	固定用ロープ等
	傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。	
	5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、	
	確実にロックし、走行すること。	
	1. 薬剤の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、	
薬剤散布作業	安全かつ適正な使用をすること。	
(樹木の消毒)	2. 散布にあたっては、十分注意すること。	
	1)必ずゴム手袋、保護マスク・保護眼鏡を使用し、取り扱い	ゴム手袋
	には十分注意すること。	
	2)作業途中での喫煙は絶対にしないこと。	保護マスク
	3)風向きに十分注意すること。	
	4)作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、	保 護 眼 鏡
	周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。	
	5)住宅に隣接する場所では、慎重に行うこと。	
	6)水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に	
	際しては、許認可等について事前に確認すること。	
	3. 余った薬剤の処理には十分注意すること。	
	4. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと。	
	5. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を	
	毎日取り替えること。	
	6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、直ちに	
	作業を中止し、医師の診察を受けること。	

	71473 324 =	_ ~=	1止就業基準(除草作業一1)				
			就業にあたって遵守する事項		安全保	護具	;
			1. 常に健康の維持管理に努めること。				
心	構	え	2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。				
			3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。				
			4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、				
			かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力				
			すること。				
			5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を				
			しないようにすること。				
			6. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に				
			行なわないこと。				
			7. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故				
			には十分な注意をはらうこと。				
			1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。				
服	装	等	1)作業服は、長袖、長ズボンを着用し、害虫が入らないよう				
/11/	200	,1	袖口のしまったものを着用すること。				
				<i>,</i> + +	^		#/I
			2)作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいもので底の厚いもの	安	全		靴
			を使用すること。				
			4. 作業帽は、必ず着用すること。				
			5. 必要に応じて、安全帽を着用すること。	安	全		帽
			6. 手袋(軍手等)を必ず着用すること。	(^	・ルフ	リツ	ト)
			1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。				
作	業 全	般	1)危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を				
			見合わせ、センターへ連絡をすること。				
			2)歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて				
			標識等を設置し、安全を確保すること。	標	識		等
			2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	1017	ньх		-11
			3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの				
			ないように管理すること。				
			4. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。				
			5. 長時間連続しての作業は避けること。				
			6. 道具類の使用は、定められた使用法によること。				
			また、必要に応じて道具袋を使用すること。	道	具	袋	等
			7. 重量物の運搬・移動は、慎重に行い無理をしないこと。				
			8. 雨天時の作業は避けること。特に、落雷の危険性があるときは、				
			速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。				
			歴代が1011年来で中止し、女主な物別、歴無りること。				

作業別安全•適正就業基準(除草作業-2)

		E°ル	動止			/n <i>>#</i> =	
	作業名		就業にあたって遵守する事項		安全	保護具	•
	.,	\II.	1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。				
手	作	業	1)ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。				
			2)蜂の巣や害虫等に注意すること。				A-1-
			3)作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。	保	護	眼	鏡
			2. 鎌を使用しての作業では、安全第一を心掛けること。				
			1)無理のない姿勢で使用すること。				
			2)共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとり、				
			刃先に注意すること。				
			3)低木の下等、狭い場所で作業を行う場合は、刃の				
			小さな鎌を使用すること。				
			4)使用休止中の鎌は、立て掛けたり、刃先を上向きにして				
			放置しないこと。				
			5)移動の際には、必ず刃にカバーをかけること。				
			3. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の				
			管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げに				
			ならないよう心掛けること。				
			また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は				
			横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。	0	,		
			4. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、	バ	1	ロン	等
			標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易い	Land			⇒ 41√
			ように工夫すること。	標			識
			また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。				

作業別安全·证	鱼正就業基準(除草作業-3)	
作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	就業にあたって遵守する事項 1.機械は、使用前に必ず点検・整備をすること。	安全保護具イ護イ護ルびいりり
	 5. 作業中は、作業現場内に第三者を、可能な限り近づけないこと。 6. 移動する際には、必ず回転刃を停止すること。 また、回転刃を人に向けてはならない。 7. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分にとること。 8. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 9. 機械は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。 また、休憩時や使用休止中には、必ずエンジンを切ること。 	保護眼鏡

作業別安全•適正就業基準(除草作業-4)

.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1止就業基準(除草作業一4)		A / II = #	.
作業名	就業にあたって遵守する事項	— 安	全保護	長具
	1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上			
斜面での作業	ある斜面の作業は、行わないものとする。			
	2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、		全	
	必ず結ぶこと。	(~	ルメ	ット)
	3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。			
	4 . 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、			
	滑り止めのあるものを使用すること。			
	5 . 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。			
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定	用ロー	- プ 等
	すること。			
	固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえて			
	もらうこと。			
	6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が			
	不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を	敷	板	等
	確保すること。			
	7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。			
	8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。			
	9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。			
	10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の			
	防止に努めること。			
	11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列			
	して作業を行わないこと。			
	0 111/1011111 01 220			
	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。			
炎天下での	2. 日射病・熱射病には十分注意すること。	日よ	· It	帽等
作業	3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を		` '/	111 13
	中止すること。			
	4. 連続して長時間の作業は行わないこと。			
	5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で			
	とるようにし、十分に水分を補給すること。			
	6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに			
	作業を中止すること。			
	TF未でて止りること。			

作業別安全•適正就業基準(除草作業-5)

作業名	追止就業基準(除草作業-5) 就業にあたって遵守する事項	安全保護具
移動・運搬作 業	 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を確保すること。 トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は行わないこと。また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように行い、ロープ等でしつかり固定すること。また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。 トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、確実にロックし、走行すること。 大型機械(ハンマーナイフ等)を積み降しする際には、必ず補助員をおくこと。 	安 全 帽 (ヘルメット) 固定用ロープ等
薬 剤 散 布	1. 原則として、除草剤等の散布作業は行わないものとする。 2. やむを得ず作業を行う場合は、「作業別安全・適正就業基準(植木剪定作業-5)薬剤散布作業」に準ずる。	

作業別安全・適正就業基準(表装・内装作業-1)

			通止	
			就業にあたって遵守する事項	安全保護具
			1. 常に健康の維持管理に努めること。	
心	構	え	2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。	
			3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。	
			4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に	
			行なわないこと。	
			5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を	
			しないようにすること。	
			6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故	
			には十分な注意をはらうこと。	
			1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。	
服	装	等	2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは 洗濯してから使用すること。	
			3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。	
			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<i>т</i> : Д 49
			4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。	安 全 帽 (ヘルメット)
			5. 安全帽は、必要に応じて着用すること	
			1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。	
作	業 全	般	危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を	
			見合わせ、センターへ連絡をすること。	
			2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
			3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。	
			また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、	
			無理して使用せず、センターに連絡すること。	
			4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。	
			5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。	
			0. 八四川 木 (18、1四 足加 (土曜(二))(二)	

作業名	正航業基準(衣裳・内裳作業=2) 就業にあたって遵守する事項	安全保護具
IF#4	1. 作業行程を熟知し、手順を守り、正確かつ誠実に行うこと。	女工 // 设 大
付設作業室	2. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は	
での作業	常に整理整頓を心掛けること。	
	3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
	ないように管理すること。	
	4. 電動工具の使用	
	1)濡れた手で取り扱わないこと。	
	2)コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。	
	3)スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、	
	慎重に行うこと。	
	4)故障している機器を無理に使用しないこと。	
	5)作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを	
	切り、電源を抜いておくこと。	
	6)工具は、定められた操作法により使用すること。	
	5. 建具に汚損を与えないように、慎重に取り扱うこと。	
	6. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に	
	落ちていないか等を確認し、道具類は決められた場所に	
	整理し、片付けること。	
	正在の() 111/1のこと。	
	1. 建具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、	
建具等運搬	1. 定共の移動へ 産品は、成分を光極の、正しい 安男 CTIV、 慎重に行うこと。	
作業	2. 運搬経路上の障害物等は、あらかじめ取り除き、足元の安全を	
	確保すること。	
	3. 建具等に、損傷を与えないよう慎重に行うこと。	/
	必要に応じて、保護シート等の保護材を使用すること。	保護シート等
	4. 車両等への積み込みは、荷崩れのないように行い、建具等は	
	ロープ等でしっかり固定すること。	固定ロープ等
	5. 建具等の積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、	
	傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。	
	1. 建具を搬入または搬出する際に、家具類の移動が必要な	
発注先での	場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。	
作業	2. 運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を	
	確保すること。	
	3. 他の建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行い、	
	必要に応じて保護シート等を使用すること。	保護シート等
	4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は	
	常に整理整頓を心掛けること。	
	6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
	ないように管理すること。	
	7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に	
	準ずるものとする。	
	8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に	
	落ちていないか等を確認すること。	
	1.3 5 5 5 5 7 4 5 may 2 7 6 5 5 6	

作業別安全•適正就業基準(表装•内装作業-3)

作業	別安全	〕 • 全	近正就業基準(表装·内装作業-3)				
作	業名		就業にあたって遵守する事項		安全例	呆護具	
			1. 作業は、原則として、高さが概ね2. 5m以内に限る。				
高 所	作	業	2. 高所作業中は、安全帯・安全帽を着用し、あごひもは	安	刍	È	帽
			必ず結ぶこと。	(^	ルル	メッ	ト)
			3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、				
			脚立・踏み台等を用いること。	安	刍	È	帯
			4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。				
			5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。				
			6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、				
			絶対に使用しないこと。				
			7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を				
			1.8m以下にすること。				
			8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。				
			9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	固分	官用日	<u> </u>	プ等
			10 . 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。				
			11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり傾いたりしないように				
			据え付け、開き止めを確実に掛けること。				
			また、最上段に乗っての作業はしないこと。				
			12. 工具類を落とさないよう注意すること。				
			また、必要に応じて道具袋等を使用すること。	道	具	袋	等
			13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。				
			また、飛び降りないこと。				
			14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、				
			安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。				
			また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、				
			転落事故の防止に努めること。				

作業別安全•適正就業基準(大工•修繕作業-1)

		就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構	え	 常に健康の維持管理に努めること。 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に行なわないこと。 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故には十分な注意をはらうこと。 	
服 装	等	 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 作業服は、袖口のしまったものを着用すること。 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 安全帽は、必要に応じて着用すること 必要に応じて、保護眼鏡等を使用すること。 	安 全 帽 (ヘルメット) 保 護 眼 鏡
作業全	般	 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を 見合わせ、センターへ連絡をすること。 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 工具類や機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、 無理して使用せず、センターに連絡すること。 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 作業後は、現場の掃除、後片付けを行うこと。 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内で、屋根の上、 足場が必要な場所等は行わないものとする。 	

作業別安全・適正就業基準(大工・修繕作業-2)

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
7,7,7,7,7	1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、	
発注先での	正しい姿勢で慎重に行うこと。	
作業	2. 材料等の搬入や搬出を行なう際は、運搬経路上の障害物等を、	
	あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。	
	3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行い、	
	必要に応じて保護シート等を使用すること。	保護シート等
	4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は	
	常に整理整頓を心掛けること。	
	6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
	ないように管理すること。	
	7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に	
	準ずるものとする。	
	8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に	
	落ちていないか等を確認すること。	
	1. 作業行程を熟知し、手順を守り、正確かつ誠実に行うこと。	
付設作業室		
での作業	常に整理整頓を心掛けること。	
	3. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
	ないように管理すること。	
	4. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に	
	落ちていないか等を確認し、道具類は決められた場所に	
	整理し、片付けること。	
	・ としょ ナーエルロー という	
康新工月炊 。	1. 濡れた手で取り扱わないこと。	
	2. コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。	
使用する作業		
	慎重に行うこと。	
	4. 故障している機器を無理に使用しないこと。 5. 機器は、定められた操作法により使用すること。	
	6. 作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを切り、	
	17手業体に中または移動する除には、確実にヘイップを切り、電源を抜いておくこと。	
	电例を扱いておいてい	
	1. 塗料等の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、	
塗料等の	安全かつ適正な使用をすること。	
取り扱い	- · - · · - · · - · · · · · · · · · · ·	
	以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対	
	に行わないこと。	
	3. 有機溶剤類の使用時は、防毒マスク等を使用し、	防毒マスク等
	換気に注意すること。	, , ,
	4. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合、速やかに洗眼すること。	
	5. 床面等にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭取ること。	
	6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、	
	直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。	
	POTENTIAL PROPERTY DISCO	

作業別安全•適正就業基準(大工•修繕作業-3)

	近正就業基準(大工・修繕作業-3)	
作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。	
梯子使用作業	2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。	
	滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者	
	等に脚部を押さえてもらうこと。	
	3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則	
	とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。	
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定用ロープ等
	すること。	
	4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。	
	また、飛び降りないこと。	
	5. その他「高所作業」に準ずるものとする。	
	1. 原則として、2人以上で作業をすること。	
高 所 作 業	2. 作業床が固定されているか確認すること。	
IBJ DI IF 未	3. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。	
	4. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。	安全帽
	5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上、椅子、机、家具等等、	(ヘルメット)
	間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏み台等を	
	用いること。	
	6. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。	
	7. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。	
	8. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、	
	絶対に使用しないこと。	
	9. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを	
	確実に掛けること。	
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	敷 板 等
	また、最上段に乗っての作業はしないこと。	
	10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を	
	1. 8m以下にすること。	
	また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。	
	11. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	固定用ロープ等
	12. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。	E /C / 13
	13. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、	
	必要な場合には、安全帯等を着用すること。	安 全 帯
	14. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。	
	15. 道具類を落とさないよう注意すること。	
	また、必要に応じて道具袋等を使用すること。	道 具 袋 等
	16. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。	
	また、飛び降りないこと。	
	17. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、	
	安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。	
	また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、	
	転落事故の防止に努めること。	
	•	

作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	1. 原則として、高さが4m以上あり、かつ傾斜角が概ね45度以上	
斜面での作業	ある斜面の作業は、行わないものとする。	
	2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、	安 全 帽
	必ず結ぶこと。	(ヘルメット)
	3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。	
	4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、	
	滑り止めのあるものを使用すること。	
	5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。	
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定用ロープ等
	すること。	
	固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえて	
	もらうこと。	
	6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が	
	不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を	敷 板 等
	確保すること。	320 120 13
	7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。	
	8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。	
	9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。	
	10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の	
	防止に努めること。	
	11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列	
	して作業を行わないこと。	
	して下来で114かよいこと。	
	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。	
炎天下での	2. 日射病・熱射病には十分注意すること。	日よけ帽等
作業	3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を	
	中止すること。	
	4. 連続して長時間の作業は行わないこと。	
	5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で	
	とるようにし、十分に水分を補給すること。	
	6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに	
	作業を中止すること。	
	1. 道具や材料等の移動や運搬は、限界を見極め、	
移 動・運 搬	正しい姿勢で、慎重に行うこと。	
作業	2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を	
	確保すること。	
	3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は	
	行わないこと。	
	また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。	安 全 帽
	4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように	(ヘルメット)
	行い、ロープ等でしっかり固定すること。	
	また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、	固定用ロープ等
	傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。	
	5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、	
	確実にロックし、走行すること。	

作業別安全•適正就業基準(清掃作業-1)

17	*美別女	É•旭	· 近正就業基準(清掃作業-1)	
			就業にあたって遵守する事項	安全保護具
			1. 常に健康の維持管理に努めること。	
心	構	え	2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。	
			3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。	
			4. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に	
			行なわないこと。	
			5. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を	
			しないようにすること。	
			6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故	
			には十分な注意をはらうこと。	
			, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。	
服	装	等	2. 作業服は、常に衛生面に配慮し、汚れているものは	
,,,,,			洗濯してから使用すること。	
			3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。	
			4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。	
			5. 必要に応じて、安全帽を使用すること。	安 全 帽
			6. 手袋(軍手等)を必ず着用すること。	(ヘルメット)
			· 13(+14)/6/1/1/ 0CC	
			1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。	
作	業全	般		
	/K	/3/	見合わせ、センターへ連絡をすること。	
			2)歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて	
			標識等を設置し、安全を確保すること。	標識等
			2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	132 he/r 41
			3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。	
			また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、	
			無理して使用せず、センターに連絡すること。	
			無達して使用です、ピンケーに連結すること。 4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。	
			5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。	

作業別安全•適正就業基準(清掃作業-2)

作業名	<u>・</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	安全保護具
11 // 1	1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、	久工// 版八
屋内清掃作業	正しい姿勢で慎重に行うこと。	
	2. 移動する場合、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、	
	足元の安全を確保すること。	
	3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に作業を	
	行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。	保護シート等
	4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	5. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
	ないように管理すること。	
	6. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に	
	準ずるものとする。	
	1. 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。	
洗剤等の		ゴム手袋
取り扱い		
	3. 溶剤のガスを、吸わないよう十分に注意すること。 必要に応じて、保護マスクを着用すること。	保 護 マ ス ク
	4. 有機溶剤類の使用時は、換気に注意すること。	休暖イグ
	5. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場	
	以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対	
	に行わないこと。	
	6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、	
	直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。	
+ + I	1. 作業中は、滑り止め付きの靴を履くか、滑り止めカバーの類	
床 清 掃		
	 作業にあたっては、滑り易いので、どんなに急ぐ時でも 走ってはならない。 	
	23 . 洗剤やワックス等は、特に滑り易いので注意すること。	
宛 ボニっ	1. 原則として、脚立を使用しての作業は行わない。	
窓 ガ ラ ス の 洗 浄	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	3. 心寺の囲材には「ガ在息し、下来中と下来後には、 必ず施錠すること。	
	4. 無理な姿勢で作業しないこと。	
	5. 脚立を使用して作業する場合は、「高所作業」に準じて	
	行うものとする。	

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	山上	+ ^ /n -# n
作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
7= 1= III 14% 1-14	1. 電動機器の使用	
清掃用機械	1)濡れた手で取り扱わないこと。	
器具の使用	2)コードやプラグの傷んだものは使用しないこと。	
	3)スイッチのON・OFFや、コンセントの差込み・引抜きは、	
	慎重に行うこと。	
	4)故障している機器を無理に使用しないこと。	
	5)作業休止中または移動する際には、確実にスイッチを	
	切り、電源を抜いておくこと。	
	6)定められた操作法により使用すること。	
	2. ポリッシャーの使用	
	1)作業に合った大きさのものを使用すること。	
	2)定められた操作法により使用すること。	
	3)ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。	
	4)コードの扱いに注意すること。	
	5)障害物は、あらかじめ移動させておくこと。	
	6)限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。	
	1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。	
高 所 作 業	2. 高所作業中は、安全帯・安全帽を着用し、あごひもは	安 全 帽
	必ず結ぶこと。	(ヘルメット)
	3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、	
	脚立・踏み台等を用いること。	安 全 帯
	4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。	
	5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。	
	6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、	
	絶対に使用しないこと。	
	7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を	
	1.8m以下にすること。	
	8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。	
	9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	固定用ロープ等
	10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。	
	11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり傾いたりしないように	
	据え付け、開き止めを確実に掛けること。	
	また、最上段に乗っての作業はしないこと。	
	12. 道具類を落とさないよう注意すること。	
	また、必要に応じて道具袋等を使用すること。	道 具 袋 等
	13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。	左 六 4 寸
	また、飛び降りないこと。	
	14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、	
	安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。	
	女生帝を使用し、いつもさらんと柿めること。 また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、	
	転落事故の防止に努めること。	
	TA俗ず以V/別エIC方の20cc。	

作業別安全•適正就業基準(清掃作業-4)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	日上 成業 基準(清掃作業 - 4)		 ∧ <i>t</i> !	n <i>>#</i> : □	
作業名	就業にあたって遵守する事項		女生的	呆護具	:
	1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。				
屋外清掃作業	1)ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。				
	2)蜂の巣や害虫等に注意すること。	,,,			مام
	3)作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。	保	護	眼	鏡
	2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の				
	管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げに				
	ならないよう心掛けること。				
	また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は				
	横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。				
	3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、	パ	イロ	ュン	等
	標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易い				
	ように工夫すること。	標			識
	また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。				
	4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、				
	かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力				
	すること。				
	5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を				
	準備・着用し行うものとする。				
	ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、				
	安全な場所へ避難すること。				
	1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上				
斜面での作業	である斜面の作業は、行わないものとする。				
	2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、	安	4	È	帽
	必ず結ぶこと。	(^	、ル	メッ	ト)
	3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。				
	4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、				
	滑り止めのあるものを使用すること。				
	5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。				
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固氮	包用:	ューラ	プ等
	すること。	,			
	固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえて				
	もらうこと。				
	6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が				
	不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を	敷	札	反	等
	確保すること。				•
	7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。				
	8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。				
	9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。				
	10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の				
	防止に努めること。				
	11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列				
	して作業を行わないこと。				

作業別安全•適正就業基準(清掃作業-5)

the state of the s					
作業名		安全	全保証	蒦具	
1. 日よけ帽を、必ず着用すること。					
炎 天 下 で の 2. 日射病・熱射病には十分注意すること。	日	ょ	け	帽	等
作 業 3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を					
中止すること。					
4. 連続して長時間の作業は行わないこと。					
5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で					
とるようにし、十分に水分を補給すること。					
6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに					
作業を中止すること。					
1. 道具類の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で					
移動・運搬 慎重に行うこと。					
作 業 2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を					
確保すること。					
3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は					
行わないこと。					
また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。	安		全		帽
4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように	(~	〜 ル	ノメ	ット	卜)
行い、ロープ等でしっかり固定すること。					
また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、	固	定用	ロ・	ープ	。等
傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。					
5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、					
確実にロックし、走行すること。					

作業別安全•適正就業基準(塗装作業-1)

11 //0/12	· 1. /2	通正就業基準(塗装作業-1) 就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構	え	 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤および粉塵を吸い込む恐れがあるので、 健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に 行なわないこと。 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を しないようにすること。 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故 には十分な注意をはらうこと。 	
服 装	等	 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 作業服は、袖口のしまったものを着用すること。 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。 また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 安全帽は、必要に応じて着用すること 必要に応じて、保護眼鏡等を使用すること。 	安 全 帽 (ヘルメット) 保 護 眼 鏡 防 毒 マ ス ク
作業。全	般	 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。 危険・有害な作業、無理を伴う作業と感じた場合には、作業を 見合わせ、センターへ連絡をすること。 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 工具類や機械器具は、定められた操作法で作業すること。 また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、 無理して使用せず、センターに連絡すること。 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 作業後は、現場の掃除、後片付けを行うこと。 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内で、屋根の上、 足場が必要な場所等は行わないものとする。 	

作業別安全•適正就業基準(塗装作業-2)

/ 七米 夕	就業にあたって遵守する事項	少 人但
作業名		安全保護具
7% Y H = 0	1. 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、	
発注先での	正しい姿勢で慎重に行うこと。	
作業	2. 材料等の搬入や搬出を行なう際は、運搬経路上の障害物等を、	
	あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。	
	3. 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に行うこと。	
	塗料等の飛散には十分注意し、必要に応じて保護シート等を	保護シート等
	使用すること。	
	4. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	
	5. カッター等、刃物の取り扱いには十分注意し、道具類は	
	常に整理整頓を心掛けること。	
	6. 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることの	
	ないように管理すること。	
	7. 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に	
	準ずるものとする。	
	8. 作業後は、必ず清掃を行い、釘・カッターの刃等が床に	
	落ちていないか等を確認すること。	
	ALCOCA SALVA ACTEMO DIOCEO	
	1. 塗料等の使用にあたっては、容器の表示事項等に従って、	
塗料等の	安全かつ適正な使用をすること。	
取り扱い	2. 引火性のもの等危険物を使用する場合、喫煙は作業場	
	以外の所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対	
	に行わないこと。	
	3. 有機溶剤類の使用時は、換気に注意すること。	
	4. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合、速やかに洗眼すること。	
	5. 床面等にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭取ること。	
	6. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、	
	直ちに作業を中止し、医師の診察を受けること。	
	1. 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。	
塗 込 作 業	2. 各種製品の塗込手順に従って、作業すること。	防 毒 マ ス ク
	3. 各種塗料を塗布するときは、換気に配慮し、作業すること。	
	4. 屋内での作業時には、こまめに換気をすること。	防 塵 眼 鏡
	5. 塗込作業中は、火気に注意すること。	
	6. 防毒マスク、防塵眼鏡を着用すること。	
	- Party Andrews Hall Andrews Ha	
	1. 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、	
表面処理	前掛け、長靴等を着用すること。	防 毒 マ ス ク
剥離作業	2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に	
WI IF A	2. 楽品が及情に内有した場合には、色のに何かく)力に 洗い流すこと。	 防 塵 眼 鏡
	3. 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡等を着用	
	すること。	
	1 火港ではしなったのは、投手に上がしまればの	
	1. 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機の	
コンプレッサー	停止後に行うこと。	
の使用		
	スイッチを切り、電源を抜いておくこと。	

作業別安全•適正就業基準(途装作業-3)

	面正就業基準(塗装作業-3)	
作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。	
梯子使用作業	2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。	
	滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者	
	等に脚部を押さえてもらうこと。	
	3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則	
	とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。	
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定用ロープ等
	すること。	回足用口 / 等
	4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。	
	また、飛び降りないこと。	
	5. その他「高所作業」に準ずるものとする。	
	1. 原則として、2人以上で作業をすること。	
高 所 作 業	2. 作業床が固定されているか確認すること。	
	3. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。	
	3. 1F未休工は、登埕登場し下来を170~2。 4. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。	
		安全帽
	5. 足場は、土塀の上・ブロック塀の上、椅子、机、家具等等、	(ヘルメット)
	間に合わせの足場を使用せずに、三脚・脚立・踏み台等を	
	用いること。	
	6. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。	
	7. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。	
	8. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、	
	絶対に使用しないこと。	
	9. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを	
	確実に掛けること。	
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	敷 板 等
	また、最上段に乗っての作業はしないこと。	
	10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を	
	1.8m以下にすること。	
	また、地面から足場板までの高さは、2m以下とすること。	
	11. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	固定用ロープ等
	12. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。	回たカロノザ
	13. 身を乗り出しての作業は、原則として行わないものとし、	<i>⇔</i> ∧ #
	必要な場合には、安全帯等を着用すること。	安 全 帯
	14. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。	
	15. 道具類を落とさないよう注意すること。	
	また、必要に応じて道具袋等を使用すること。	道
	16 . 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。	
	また、飛び降りないこと。	
	17. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、	
	安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。	
	また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、	
	転落事故の防止に努めること。	
	•	

作業別安全•適正就業基準(塗装作業-4)

	自止就業基準(塗装作業-4)	-L- A 70 -44 D
作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
	1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上	
斜面での作業	である斜面の作業は、行わないものとする。	
	2. 安全帯及び安全帽を使用し、安全帽のあごひもは、	安 全 帽
	必ず結ぶこと。	(ヘルメット)
	3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。	
	4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、	
	滑り止めのあるものを使用すること。	
	5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。	
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定用ロープ等
	すること。	
	固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえて	
	もらうこと。	
	6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、地盤が	
	不等沈下するような場所では、敷板等を敷いて安全を	敷 板 等
	確保すること。	
	7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。	
	8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。	
	9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。	
	10. 梯子を使用できない場合は、ロープ等を使用し、転落事故の	
	防止に努めること。	
	11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列	
	して作業を行わないこと。	
	O CIFREIJANAV CCO	
	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。	
炎天下での	2. 日射病・熱射病には十分注意すること。	日よけ帽等
作業	3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を	日 マ () he 4
T	中止すること。	
	4. 連続して長時間の作業は行わないこと。	
	5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で	
	とるようにし、十分に水分を補給すること。 6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに	
	作業を中止すること。	
	1 光日 免种机 供 少数到 少田地心 1 70 田子 日 年 2	
4 到 7元 [4]	1. 道具や材料等の移動や運搬は、限界を見極め、	
移動・運搬	正しい姿勢で、慎重に行うこと。	
作業	2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を	
	確保すること。	
	3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は	
	行わないこと。	
	また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。	安 全 帽
	4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように	(ヘルメット)
	行い、ロープ等でしっかり固定すること。	
	また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、	固定用ロープ等
	傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。	
	5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、	
	確実にロックし、走行すること。	

作業別安全・適正就業基準(自転車整理等-1)

11 210002		型に別案基準(日転単登理等−1) 就業にあたって遵守する事項	安全保護具
心構	え	 常に健康の維持管理に努め、体調の思わしくないときは、 就業を控えること。 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に 行なわないこと。 言葉使いには、十分注意すること。 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を しないようにすること。 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故 には十分な注意をはらうこと。 	
服 装	等	配慮し、また、腕章等周囲から目立つものを着用すること。 3. ひも類の付いている服は着用しないこと。 4. ポケットは、ひっかからないように、チャックまたはボタンがかかるものを着用すること。 5. 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)の丈夫なものを使用すること。 6. 作業帽は、必ず着用すること。	安 全 靴 等
作業全	全 般	 7. 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 1. 就業途中で体調が悪くなったら、無理をせず作業を中止すること。 2. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 3. 作業現場の状況を必ず確認すること。 特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。 	

作業別安全・適正就業基準(自転車整理等-2)

	作業	美名		就業にあたって遵守する事項	安全保護具
				1. 整理した自転車の安定には十分注意を払うこと。	
整	理	作	業	特に風の強い時には、風向きを考慮する等、より一層の	
				注意を払うこと。	
				2. 作業中は、無用のトラブルを避けること。	
				言葉使いに配慮し、命令口調になったり、怒鳴ったり	
				しないように十分注意をすること。	
				3. 作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。	
				4. 道路上の自転車の整理整頓を行なう場合には、通行人や	
				走行車両、駐車車両等、周囲に十分注意を払うこと。	
				5. また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は	
				横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。	
14	-C-I	VT	Lán	1. 移動や運搬の際には、限界を見極め、正しい姿勢で	
	動 ·	連		慎重に行うこと。	
作			業	2. 経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を	
				確保すること。	
				3. 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。	
				4. 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使って	
				フレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の	
				2箇所を持って行うこと。	
				5. 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に開き身体を	
				安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。	
				6. 移動する際には、必要最小限の距離にすること。	
				7. 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し身体への	
				負担を軽くすること。	
				8. 移動の際は、自転車を破損して利用者とのトラブルの	
				原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。	
				また、通行人や走行車両、駐車車両にぶつからないよう	
				に注意を払うこと。	
				9. 移動後は、自転車が転倒しないよう十分注意を払うこと。	
				1. 利用者へ、置き場所の指導や誘導等を行なう場合は、	
利	用者	さへ	\mathcal{O}		
	· 導・			しないように十分注意をすること。	
業	77	11/9	務	また、誘導の際には、事故防止を考慮し、他の利用者や	
			1))	通行人等に迷惑をかけないよう、周囲に十分注意を	
				払うこと。	
				2. 指導・誘導作業中は、利用者等とのトラブルの発生を	
				避け、クレーム等に対しては、聞くだけにとどめること。	
				万一トラブルが発生した場合には、直ちに班長や	
				事務局へ連絡すること。	
				また、暴行を受けたり急迫の危険を感じた時には、	
				直ちに逃避し、最寄の警察や事務所へ連絡する	
				こと。	
				3. 自転車に警告書を貼付する場合は、無理な姿勢で	
				行わないこと。	

作業別安全·適正就業基準(自転車整理等-3)

作業名	■止就業基準(目転車整埋等−3)就業にあたって遵守する事項	安全保護具
清 掃 作 業	 駐輪場内および歩道上等の清掃作業をする場合は、 利用者や通行人等に迷惑をかけないよう、周囲に 十分注意を払うこと。 その他、作業別安全・適正就業基準(清掃作業)に 準ずるものとする。 	
高 所 作 業	 原則として、2人以上で作業をすること。 安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 また、最上段に乗っての作業はしないこと。 工具類を落とさないよう、道具袋等を使用すること。 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。 また、飛び降りないこと。 	安 全 帽 (ヘルメット)
炎 下 で 業	 日よけ帽を、必ず着用すること。 日射病・熱射病には十分注意すること。 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を中止すること。 連続して長時間の作業は行わないこと。 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所でとるようにし、十分に水分を補給すること。 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに作業を中止すること。 	日 よ け 帽 等

作業別安全・適正就業基準(配布業務)

		就業にあたって遵守する事項		安全保護	具
心構	え	 常に健康の維持管理に努めること。 安全を第一に考え、安全就業を心がけること。 軽い柔軟体操を行い、体をほぐしてから作業に入ること。 配付中は作業に専念し、みだりに話しかけたり無駄話をしないこと。 くわえ煙草での配布作業は絶対にしないこと。 雨天時にやむを得ず作業を実施する時は雨具を着用し、健康に気をつけること。(配布物の水濡れ防止に留意のこと。) 落雷に注意し、危険の無いよう安全な場所に避難すること。 			
服装	等	 服装は、作業に適したものを着用すること。 常に衛生面に留意し、清潔なものを着用すること。 作業靴は、担当地区の路面にあった、履きなれた 靴を使用すること。 装飾品は一切身に着けないこと。 帽子は、センター会員とわかるものを着用すること。 会員証は必ず携行すること。 	作会	業員	帽証
乗り物使用する。					
早朝・夜の作	間業	 早朝、夜間の作業は、避けること。 足元が暗い時など懐中電灯等を使用し、安全を確保すること。 階段、傾斜面、荒廃路面あるいはぬかるみ等には十分注意すること。 視認性向上のため反射たすき等を利用すること。 	へ 懐 反	ッドラ 中 電 射	
炎 天 下 で作	[*] の 業		日	よけず	事

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-1)

171	来別女?	E•ル	自止成業基準(その他の作業-1)			
		就業にあたって遵守する事項 1. 常に健康の維持管理に努めること。				具
心	構	え	2. 安全を第一に考え、安全就業を心掛けること。			
	11.3	/_	3. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。			
			4. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話を			
			しないようにすること。			
			5. 喫煙は所定の場所で行い、くわえタバコでの作業は絶対に			
			行なわないこと。			
			6. 作業現場への往復は、交通ルールやマナーを守り、交通事故			
			には十分な注意をはらうこと。			
			1. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。			
服	装	等				
/404	24	.,	洗濯してから使用すること。	安	全	帽
			3. 作業靴は、履き慣れたもの、滑りにくいものを使用すること。	(~	ルメッ	ノト)
			4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。			
			5. 安全帽は、必要に応じて着用すること			
1/-	业 人	_{கி} ரு	1. 作業現場に着いたら、現場の状況を確認すること。			
17F	業全	版				
			見合わせ、センターへ連絡をすること。 2)歩行者や車両等の通行の有無等を確認し、必要に応じて			
			標識等を設置し、安全を確保すること。	標	識	等
			2. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。	1示	DHX.	4
			3. 機械器具は、定められた操作法で作業すること。			
			また機械器具に故障、その他異常の箇所を発見したときは、			
			無理して使用せず、センターに連絡すること。			
			4. 作業は無理のない姿勢で、落ち着いて行うこと。			
			5. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。			

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-2)

1/F	兼 別	女至•,	適正就業基準(その他の作業-2)	
	作業	名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
屋	内	作業	 家具類の移動や運搬が必要な場合は、限界を見極め、正しい姿勢で慎重に行うこと。 移動する場合、運搬経路上の障害物等を、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 建具や家屋の内装等に、汚損を与えないよう慎重に作業を行い、必要に応じて保護シート等を使用すること。 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 危険防止のため、作業道具は第三者に触れられることのないように管理すること。 脚立や踏み台を使用する作業については、「高所作業」に準ずるものとする。 	保護シート等
屋	外	作業	1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 1)ガラスの破片、釘等の危険物に注意すること。 2)蜂の巣や害虫等に注意すること。 3)作業現場によっては、保護眼鏡を着用すること。 2. 歩道や街路等で作業する場合は、道具や自転車等の管理には十分注意し、歩行者・自転車等の往来の妨げにならないよう心掛けること。 また、交通ルールやマナーを遵守し、道路を横断する際は横断歩道等を使用し、交通事故には十分注意すること。	保 護 眼 鏡
			3. 路上で作業する場合には、作業帽を着用し、パイロン、	パイロン等
			標識等を正しく設置し、走行中の車両等に認識され易い	
			ように工夫すること。 また、見通しの悪い場所では、監視員を置くこと。 4. 荷物などの管理には十分注意し、邪魔にならない所で、かつ目立つ所に置き、盗難などを未然に防ぐよう努力すること。 5. 雨天時の作業は、健康を害さないよう注意し、適切な雨具等を準備・着用し行うものとする。ただし、落雷の危険性があるときは、速やかに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。	標

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-3)

	日止就業基準(その他の作業-3)	± 4 /5 -# 5
作業名	就業にあたって遵守する事項	安全保護具
- nto 21	1. 三脚は使用前に十分点検し、特に梯子の桟の腐食、固定状態、	
三脚使用作業	開き止めの装置等を点検すること。	
	2. 三脚は、丈夫な構造のものを使用すること。	
	3. 三脚の設置は、脚と水平面の角度が75度以下になるようにし、	
	3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てる	
	こと。	
	4. 三脚は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを	
	確実に掛け、ロープ等で固定すること。	固定用ロープ等
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	
	5. 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に、体の重心が	敷 板 等
	出ない範囲で行うこととし、無理のない姿勢で作業をすること。	
	また、三脚の最上段を使用しての作業はしないこと。	
	6. 三脚を昇降する際は、動揺等に十分に注意すること。	
	また、飛び降りないこと。	
	7. 作業中の三脚周辺には、道具類を放置しないこと。	
	8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。	
	9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	
	10. その他「高所作業」に準ずるものとする。	
	10. での個面が下来」に至りのものとりる。	
	1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。	
梯子使用作業	2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。	
你丁 使用 11 未	-	
	滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、共同作業者	
	等に脚部を押さえてもらうこと。	
	3. 梯子は、地面との角度が、75度になるように掛けることを原則	
	とし、上部は60cm位上方に出るようにすること。	
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定用ロープ等
	すること。	
	4. 梯子を昇降する際は、動揺等に十分注意すること。	
	また、飛び降りないこと。	
	5. 梯子を立て掛ける場合は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の	
	沈下等を確認し据え付け、ロープ等で固定すること。	
	6. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。	
	7. 作業の際には、梯子の下の安全確認を行うこと。	
	8. 作業中、梯子の周辺で作業をしないこと。	
	9. その他「高所作業」に準ずるものとする。	

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-4)

作業名	正航業基準(その他の作業-4) 就業にあたって遵守する事項	岩	全保護	 具
	1. 作業は、原則として、高さが概ね2.5m以内に限る。			•
高所作業	2. 高所作業中は、安全帯・安全帽を着用し、あごひもは	安	全	帽
	必ず結ぶこと。	_	ルメッ	
	3. 足場は、椅子、机、家具等の間に合わせの足場を使用せずに、			. ,
	脚立・踏み台等を用いること。	安	全	帯
	4. 脚立や踏み台は、不安定な場所に立てないこと。	,		.,,,
	5. 踏み台を重ねて使用したり、脚立は立て掛けて使用しないこと。			
	6. 踏み台の代わりに、回転椅子や折りたたみ椅子等は、			
	絶対に使用しないこと。			
	7. 脚立を使用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を			
	1.8m以下にすること。			
	8. 床から足場板までの高さは、2m以下とすること。			
	9. 足場板は、ゴムバンド等で縛り、固定すること。	固定	用ロー	プ 等
	10. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。			
	11. 脚立を使用して作業する場合には、滑ったり傾いたりしないように			
	据え付け、開き止めを確実に掛けること。			
	また、最上段に乗っての作業はしないこと。			
	12. 工具類を落とさないよう注意すること。			
	また、必要に応じて道具袋等を使用すること。	道	具 袋	等
	13. 昇降する際は、手に道具等は持たないこと。			
	また、飛び降りないこと。			
	14. 2m以下の高所作業において、作業床が設けられないときは、			
	安全帯を使用し、いつもきちんと締めること。			
	また、安全帯の取り付け場所がない場合は、補助者をおいて、			
	転落事故の防止に努めること。			
	1. 原則として、高さが4m以上であり、かつ傾斜角が概ね45度以上			
斜面での作業	である斜面の作業は、行わないものとする。			
が一面でジドネ	2. 安全帯及び安全帽を着用し、安全帽のあごひもは、	安	全	帽
	必ず結ぶこと。		ルメッ	
	3. 斜面での作業は、滑りやすいので十分注意すること。		, , ,	' ' /
	4. 梯子を使用する際には、幅30cm以上の丈夫なもので、			
	滑り止めのあるものを使用すること。			
	5. 梯子は、上部が60cm位上方に出るようにすること。			
	また、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ等で固定	固定	用ロー	プ等
	すること。			
	固定できない場合には、共同作業者等に脚部を押さえて			
	もらうこと。			
	6. 梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、			
	地盤が軟弱な場所では、敷板等を敷いて安全を確保すること。	敷	板	等
	7. 梯子上では、無理のない姿勢で作業をすること。			
	8. 梯子を昇降する際は、十分注意し、飛び降りないこと。			
	9. 作業中の梯子周辺には、道具類を放置しないこと。			
	10. 梯子を使用できない場合は、安全帯等を使用し、転落事故の	安	全	帯
	防止に努めること。			
	11. 共同で作業を行う場合は、作業間隔を十分とり、上下に並列			
	して作業を行わないこと。			

作業別安全・適正就業基準(その他の作業-5)

	国止就業基準(その他の作業-5) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 	\ I =	## FF	
作業名	就業にあたって遵守する事項	+	女生	产(不)	護具	
* * * * * * *	1. 日よけ帽を、必ず着用すること。		L.). L	TI	<i>₩</i>
炎天下での	2. 日射病・熱射病には十分注意すること。		7	()	帽	寺
作業	3. 光化学スモッグに十分注意し、警報がでたら作業を					
	中止すること。					
	4. 連続して長時間の作業は行わないこと。					
	5. 休憩は、できるだけ直射日光を避け、風通しのよい場所で					
	とるようにし、十分に水分を補給すること。					
	6. 特に、体調には十分注意し、異常を感じた場合には、ただちに					
	作業を中止すること。					
	1. 道具の移動や運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で	-				
移動•運搬	慎重に行うこと。					
作業	2. 運搬経路上の障害物等は、予め取り除き、足元の安全を					
	確保すること。					
	3. トラックの荷台に人を乗せたままでの、発進・移動は					
	行わないこと。					
	また、荷台上での作業では、安全帽を着用すること。	#		全		帽
	4. 車両等への各種道具等の積み込みは、荷崩れのないように	-			ッ	
	行い、ロープ等でしっかり固定すること。	(.	\ /!	,	9	1.)
	また、積み降ろしの際は、足元や周囲の安全を確認し、		字 田	1 17	ーフ	° 华
	傷害事故や物損事故のないように十分注意すること。		Æ Л	1 1		4
	ある事故や初頃事故のないなりに「ガ任息すること。 5. トラックの荷台のリアゲート及びサイドゲートは、必ず上げ、					
	確実にロックし、走行すること。					
	確実にログラし、た119 ること。 6. 大型機械(ハンマーナイフ等)を積み降しする際には、					
	び. 大生機械(ハンマー) イン寺)を積み降しりる原には、 必ず補助員をおくこと。					
	どり補助貝をわてこと。					

安全講習会等受講記録簿

のりしろ (以前の記録簿の表を切り取って貼って下さい)

1	0	2	1	5
1	2	3	4	Э
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
	10	10	11	10
16	17	18	19	20
10	11	10	13	∠U

以上、安全に関する講習会等を受講したことを証明いたします。

公益社団法人 四街道市シルバー人材センター 安全・適正就業委員会

会員番号		
会員氏名。		